南河内フルーツキングダムプロジェクト2023

**「南河内フルーツ」 フォトコン　募集要項**

１　目的

大阪府南河内地域\*には、ぶどうやいちじく、みかん、いちご、もも、なし、ブルーベリーなど、多くのフルーツが栽培され、直売所などで販売されるなど、府内最大のフルーツ産地となっています。

しかしながら、その魅力は地元・南河内であっても、府民の方々に十分に知られているとは言えず、知名度は高くないのが現状です。

そこで、大阪府南河内農と緑の総合事務所では、南河内地域の特色である「フルーツの良さ」を多くの消費者に知ってもらうとともに、生産や販売等に携わる方々の収益向上につながるよう、「南河内フルーツキングダムプロジェクト」と称し、地域の各市町村や生産者団体等と連携した取組みを、令和５年４月から開始しました。

本プロジェクトの一環として、「南河内フルーツ」をテーマとして写真を公募し、「南河内フルーツ」の良さを伝える作品を選出し、選出された作品を公共施設や民間施設のポスターやデジタルサイネージ等、府域の様々な場所に掲示し、府民や事業者への啓発に活用します。

|  |
| --- |
| \*南河内地域とは、大阪府南東部に位置する、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の９市町村のこと |

２　主催

大阪府（南河内農と緑の総合事務所、大阪府環境農林水産部農政室）

３　協賛

大阪南農業協同組合

４　協力

大阪芸術大学、南河内地区農政研究会、華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会（予定）

５　募集期間

令和５年７月20日（木曜日）から令和５年12月22日（金曜日）まで

６　募集作品のテーマ

私の推し！南河内フルーツ

|  |
| --- |
| 南河内地域では、全国８位の生産量を誇る「ぶどう」や、同４位の「いちじく」のほか、「なし」や「もも」、江戸時代から栽培されている「みかん」、最近栽培が増えている「いちご」、もぎとりが楽しめる「ブルーベリー」など、多くのフルーツが栽培されています。栽培されたフルーツは、市場を通じて関東地方へ出荷されたり、地域の直売所やスーパーで販売されているほか、ジャムやソースなど、南河内産フルーツを原材料とする加工品等も製造・販売されています。また、令和５年３月には、これらのフルーツ産地を縦断する広域農道と農免農道の愛称を「南河内フルーツロード」として、大阪芸術大学の協力でロゴマークを作成したところです。こうした「南河内フルーツ」を、消費者をはじめ地域内外の多くの方に知っていただくことは、今後の地産地消推進によるカーボンニュートラルの実現や、農業の活性化、さらには地域経済の活性化につながるとの考えから、今回の募集テーマとしました。なお、「南河内フルーツ」をテーマにした写真であれば、フルーツそのものだけでなく、栽培風景や直売所での販売風景や飲食店や家庭等での料理写真のほか、南河内フルーツロードやその周辺施設等からの眺望等の作品も対象となります。 |

７　応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募することができます。ただし、賞品発送の都合上、国内在住の方に限ります。

８　募集作品の規格

（１）過去１年間に応募者本人が撮影した作品とします。

（２）南河内地域で撮影した作品、又は、南河内で生産されたフルーツやその加工品、料理を被写体とした作品とします。

（３）応募者１人につき５点まで応募可能とします。

（４）連続写真、組写真、日付の入っているものは不可とします。

（５）実際の印象と異なるような過度の加工、合成、編集をしていないものとします。

（６）データフォーマットは、JPEG、JPG、PNGのいずれかで、１ファイルあたり７MBまでとします。

（７）他のコンテスト等での入賞作品は応募できません。

（８）その他、「11 知的財産権に関する注意事項」と「13 留意事項」を確認してください。

９　応募方法

（１）メールによる応募

応募作品のファイルデータを添付のうえ、事務局（南河内農緑（地域政策室））まで送付ください。

なお、１回のメールに添付できるファイルサイズは10MBまでとし、超える場合は複数回に分けて送付ください。

|  |
| --- |
| 送付先：大阪府南河内農と緑の総合事務所　地域政策室メールアドレス：minamikawachinotomidori-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp※メールの件名に**「南河内フルーツフォトコン」**と記載して送信してください。※メール本文には、以下の項目を必ず記載してください。①　撮影した場所（〇〇市△△）②　撮影した時期（〇月△日頃）③　写真についての簡単なコメント（何のフルーツか、どのようなシーンか、等）④　応募者氏名、連絡先、住所（都道府県＋市町村名） |

（２）SNSへの投稿による応募

ア　Instagramへの投稿による応募

南河内農と緑の総合事務所公式Instagramアカウントをフォローした上で、「#南河内フルーツ」、「#具体的な撮影場所」、「#撮影したフルーツの名称」の全てのハッシュタグを付けて投稿することにより応募できます。ただし、フルーツロードからの景色等、特定のフルーツそのものを撮影したものは、フルーツの名称のハッシュタグがなくても応募が可能です。

なお、過去に撮影したもの等、投稿と撮影の時期が異なるものは、ハッシュタグや本文のコメントに撮影時期を記載してください。また、受賞作は、受賞決定後に作品データ送付を依頼します。

イ　facebookへの投稿による応募

「#南河内フルーツ」、「#具体的な撮影場所」、「#撮影したフルーツの名称」の全てのハッシュタグを付けて投稿することにより応募できます。ただし、フルーツロードからの景色等、特定のフルーツそのものを撮影したものは、フルーツの名称のハッシュタグがなくても応募が可能です。

なお、過去に撮影したもの等、投稿と撮影の時期が異なるものは、ハッシュタグや本文のコメントに撮影時期を記載してください。なお、受賞作は、受賞決定後に作品データ送付を依頼します。

|  |
| --- |
| 【参考】大阪府南河内農と緑の総合事務所公式Instagram思いっきり‼南河内～大阪府南河内農と緑の総合事務所～【公式】 （@osk\_minamikawachi\_nm）大阪府南河内農と緑の総合事務所公式facebook　大阪府南河内農と緑の総合事務所facebook.com/osk.minamikawachi.nm |

10　審査について

（１）審査日程（予定）

一次審査を経て、最終審査は令和６年１月中に実施予定です。（選考に関する問合せには一切応じられませんのでご了承ください。）

（２）審査方法

主催者として大阪府南河内農と緑の総合事務所長、写真の専門家として大阪芸術大学写真学科長、南河内フルーツを熟知する専門家として大阪南農業協同組合代表理事組合長の３名による審査とし、審査会は非公表とします。

なお、応募された作品が募集要項に定めた規定を満たしていないと主催者が判断した場合は、応募者に通知することなく審査の対象外とすることができるものとします。

（３）審査結果の公表

最終審査後、受賞者には個別にメールやダイレクトメッセージ、メッセンジャーで、令和６年１月中に連絡し、確認が取れた後に、令和６年２月頃に府のホームページやSNSで公表します。

なお、主催者から連絡後、一定期間（２週間程度）受賞者と連絡が付かない場合は選外とします。

（４）賞

受賞作には、以下の賞を授与する予定です。なお、各賞には賞状と副賞を授与します。

【最優秀賞】　大阪府知事賞　（１点）

【優秀賞】　大阪芸術大学長賞　（１点）、大阪南農業協同組合長賞　（１点）、南河内地区農政研究会会長賞　（１点）、華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会会長賞　（１点）

（５）副賞　（気候変動や生産状況等により変更する場合があります）

【最優秀賞】　南河内産ぶどうを使用したワインと旬の南河内フルーツ及び加工品のセット

※受賞者が未成年の場合、ワインはノンアルコール飲料となります。

※旬の南河内フルーツは、受賞後、複数回に分けて発送します。（３、７、９月の予定）

【優秀賞】　南河内産フルーツを使った加工品

11　知的財産権に関する注意事項

（１）受賞作品の著作権は撮影者に帰属し、使用権は主催者に帰属するものとします。なお、使用権とは、広報や各種事業で活用の際、応募者の許諾なく無償で複製、編集する権利のこととし、サイズ変更やトリミング、文字挿入、他作品との合成等の加工をすることを含むものとします。

（２）受賞作品の応募者は、受賞作品に関する著作者人格権を行使しないものとします。

（３）受賞作品以外の作品は、知的財産権等、全ての管理は原則として応募者に帰属します。

（４）受賞作品が第三者の作品と同一、又は酷似している等、他の知的財産権を侵害する場合（応募後に侵害することになった場合を含む）は、受賞作として決定後であっても採用を取り消す場合があります。

（５）応募にあたり、第三者との間に権利（著作権、商標権、肖像権のほか、関連する権利一切を指す）を侵害する等の問題（紛争やその紛争の処理等）が生じた場合には、応募者自身が自らの費用と責任で解決するものとし、主催者は責任を負わないものとします。万一、主催者と第三者との間に紛争が生じた場合は、発生する費用を応募者に請求するものとします。

12　受賞作品の活用について

受賞作品は、大阪府及び協賛者の広報物やSNS等、南河内フルーツの魅力を伝える媒体で積極的に活用し、具体的な活用方法は大阪府ホームページに掲載します。

また主催者は、市町村広報等、南河内フルーツの魅力を伝える媒体と判断した場合、応募作品のデータを提供することができるものとします。

13　留意事項

（１）未成年が応募する場合は親権者の同意を必要とします。なお、主催者は、作品が応募された時点で親権者の同意がとられたものと判断します。

（２）次に掲げる事項に該当する、又は恐れがあると主催者が判断した作品は、応募者に通知することなく審査の対象外とします。

ア　法令等に違反するもの、又は違反する恐れがあるもの

イ　個人のプライバシーを侵害するもの。又は、個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの

ウ　第三者の著作権、商標権、その他の知的財産権並びに肖像権を侵害するもの

エ　政治目的、宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝、若しくは勧誘を意図するもの

オ　公序良俗に反するもの、又は反する恐れのあるもの

カ　その他、主催者が不適切と判断したもの

（３）応募作品に写っている人物の肖像権を侵害することのないよう、必ず、応募前に応募者の責任において確認してください。

（４）撮影が禁じられている場所での撮影は厳禁とする。また、撮影にあたっての注意事項や条件がある場合は、それらを遵守してください。

（５）撮影の際に迷惑行為や危険行為とならないよう、十分に注意してください。

14　問合せ先

大阪府南河内農と緑の総合事務所　地域政策室　南河内フルーツフォトコン担当

住所　〒584-0031　大阪府富田林市寿町2-6-1　南河内府民センタービル４階

電話番号　0721-25-1131（内線210、272）

E-Mail　 minamikawachinotomidori-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

|  |
| --- |
|  |

国連では、2030年までの国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が2015年９月に策定されました。

この取組みは、SDGsに掲げる17のゴールのうち、以下のゴールの達成に寄与するものです。

 

大阪府は「SDGs」未来都市として、SDGsの推進を図ってまいります。